

湖環境第434号
令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木 康友 様

静岡県湖西市
市長 影山剛士
(公印省略)

「(仮称)浜松湖西豊橋道路(静岡県区間)環境影響評価方法書」
に対する意見聴取について (答申)

標記について、令和6年9月25日付環生第148号により送付された「(仮称)浜松湖西豊橋道路(静岡県区間)環境影響評価方法書」に関する意見(照会)について、環境影響評価法第10条第2項の規定に基づき、環境の保全の見地から別添のとおり意見を答申します。



湖西市 環境部 環境課 環境係
TEL : 053-576-1141
FAX : 053-576-4880
MAIL : kankyo@city.kosai.lg.jp

(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間)
環境影響評価方法書に関する市長意見

I 全般的事項

1 具体的な道路のルート位置及び構造等について

環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)には、具体的なルートおよびインターチェンジの位置、道路構造計画、工事計画等について明らかになっていない。環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)においてはこれらについて明確にすること。また、これらを踏まえて調査・予測地点及びその選定理由を記載すること。

2 方法書で示された対応方針案について

方法書で示された対応方針案では西側ルート案に絞られ、高速道路のネットワークへの速達性、防災拠点へのアクセス性、観光圏域間の移動向上、現道からの大型車交通の削減が期待できるとされた。一方、「自動車の走行による大気質及び騒音」、「道路の存在による動物」、「道路の存在による景観」等への影響が他案と比較して高いものとなった。本市のルート上には自然公園、鳥獣保護区、重要湿地、希少な動植物の生息地、天然記念物等が存在する。また、保育所、小学校、社会福祉施設等の環境の保全について配慮が特に必要な施設が存在することから、準備書においてはこれらについて詳細に調査・予測・評価を行い、影響を回避又は低減すること。

3 事業計画について

今後の事業計画の検討に当たっては、II個別事項について環境影響を回避または十分な低減が見込まれない場合は、ルート位置およびインターチェンジの位置、道路構造計画、工事計画等について十分に調整を行うこと。

4 地域住民等に対する情報提供

現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して分かりやすく情報を提供するとともに、丁寧な説明を行うこと。

5 最新の知見を導入

今後の事業計画の検討に当たっては、環境保全に関する最新の知見を踏まえて、環境影響の回避または低減を図ること。

II 個別事項

1 大気質、騒音・振動

ア 事業実施区域及びその周辺には、複数の教育施設、老人福祉施設等が存在するため、本事業の工事中における建設機械の稼働や工事車両の通行及び供用開始後における車両の通行に伴う排気ガス、トンネル出入口付近の騒音、振動等による自然環境や生活環境への影響が懸念される。工事期間中及び道路配置後に、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないように配慮すること。

イ インターチェンジの設置検討位置については、必要に応じて学識経験者等専門家の意見を聞いた上で、騒音振動等について調査・予測・評価を行うこと。

2 水環境

ア 本事業のトンネル掘削等による周囲の河川の流量及び地下水の水位の変化や、工事に伴う濁水の発生等による水質の変化が農業用水等の利水や水生生物の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、準備書においては、これらについて詳細に調査・予測・評価を行い、影響を回避又は低減すること。

イ 浜名湖周辺湧水湿地群の一つである梅田北湿地は、事業実施に伴い湧水量減少が懸念される。梅田北湿地を湧水量の調査地点に加え、工事中の環境影響を適切に予測・評価を行うこと。

3 日照阻害

事業実施区域内及びその周辺には、住宅地や田畑等の耕作地があり、加えて近年の再生エネルギー等の導入拡大を受けて、多くの太陽光発電設備が設置されつつある。事業実施区域内及びその周辺の日照阻害の影響について、最新の土地利用状況及び地形の状況を的確に把握し、調査・予測・評価を行うこと。

4 文化財（史跡・名勝・天然記念物）

ア 嵩山から愛知県境にかけて未調査の窯や古墳が多数あるため、準備書においてはこれらについて詳細に調査・予測・評価を行い、文化財への影響を回避又は低減すること。

イ 県の天然記念物であるトキワマンサク北限群生地について、方法書の対応方針案では事業実施区域の中央部分に位置し、かつインターチェンジ設置検討位置にも含まれており、専門家等より回避すること、との助言を受けている。トキワマンサク北限群生地の回避方法について慎重に調査・予測・評価を行い、影響を回避すること。

5 動物・植物・生態系

動物・植物・生態系について、道路の存在により、生息地と繁殖地間や個体群間を移動する種に影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見・類似事例等の収集を行うとともに、適切に調査・予測・評価を行い、影響を回避又は低減すること。

6 景観

事業実施区域及びその周辺は浜名湖、丘陵、田園地帯及び遠州灘の沿岸等と一体となった美しい自然景観を有し、名勝「浜名湖」として指定されており、多くの人々から親しまれている。また、丘陵地におけるみかん栽培の風景や、古代より信仰の対象となっている嵩山をはじめ、弓張山地からの眺望は人と自然とが触れ合う資源として活用していることから、準備書においては、これらの景観資源等へ事業が及ぼす影響を回避または軽減すること。